



江戸時代の 古市町

西国街道に沿って建ち並ぶ家並みは、江戸時代「町」あるいは「出屋敷」とよばれていました。資料の残る古市町を例に、町が形成されるようすや実態を紹介しましょう。

展示期間2月2日(水)～3月31日(木)



古市村・神足村絵図(古市区有文書)から



家屋敷請状

町へ屋敷をかまえるためには、「地家請状」とよばれる証文が必要でした。地家請状は、生国をはじめとする身元保証、法度・村掟などの遵守、村や町へいっさいの迷惑をかけないことを記した文言のあとに、居主と請人(保証人)の連名で、古市村役人に提出されたものです。

元文4年(1739)から寛保2年(1742)まで、「下ノ町」として11通もの請状が一冊に綴じられていますので、このころ集中して町が形成されたものとみられます。

来住者の出身や請人は、古市村をはじめ馬場村・神足村・開田村・勝竜寺村など近在の人が多く、地元と周辺の人々によって新しい町場が作られたことがわかります。



上ノ町と下ノ町

地家請状に記されているように、本村の古市村の村掟は、町にとって絶対的なものでした。寛政7年(1795)古市村では、婚礼の祝いを簡略化することを定めた「婚礼振舞極帳」を作成しますが、町ではその帳面に、村役人が決めた内容をきつと守るという文言を書き添えて、連印のうえ村役人に提出しています。

ここで注目されるのが連印の方法で、上ノ町分が6名、下ノ町分が9名となっていることです。古市町には上ノ町と下ノ町があり、このころの家数が、少なくとも6軒と9軒の合計15軒ほどであったことがわかります。

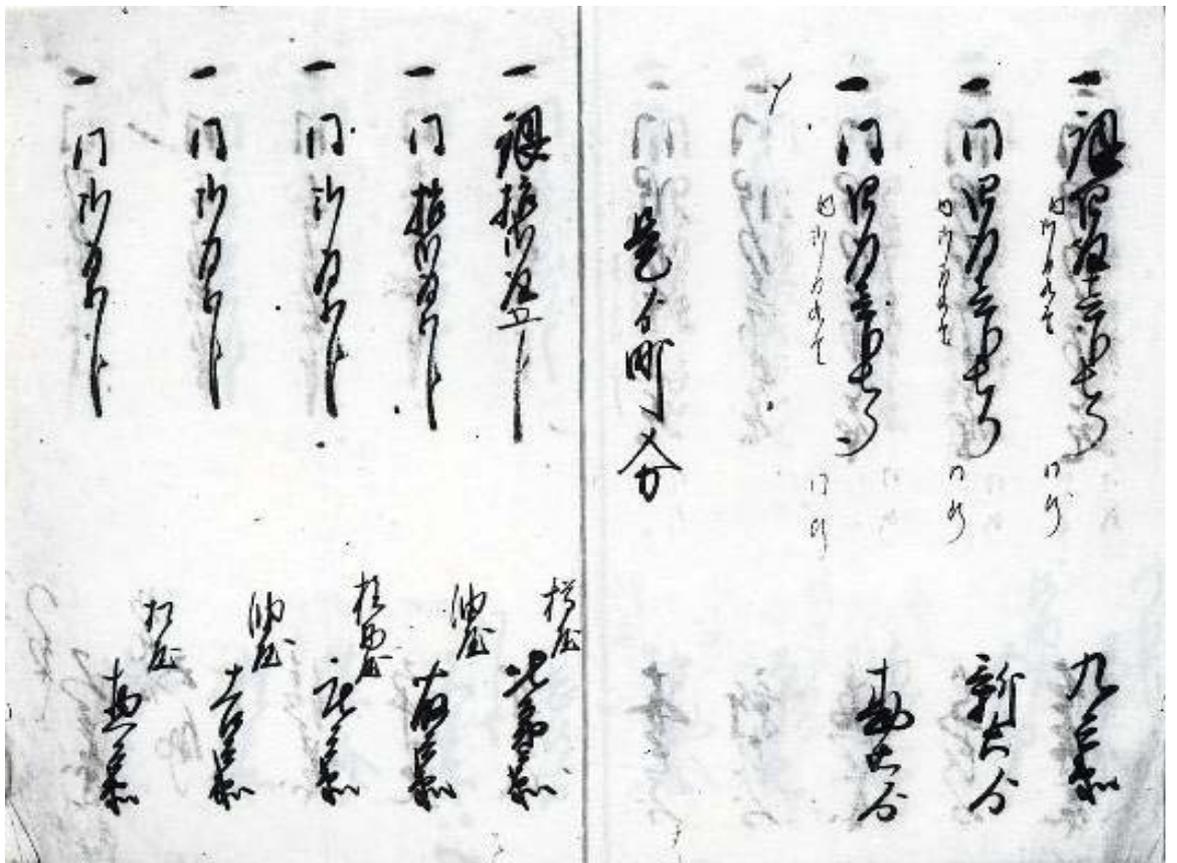


町の屋号

「婚礼振舞極帳」がつくられた同じ年、寛政7年(1795)9月、古市村では伊勢太夫勸化銀の寄附が集められます。

寄附帳は最初に古市村百姓の寄附金額と名前がそれぞれ書上げられ、最後に「是より町分」として、寄附金額と16名の名前が書上げられています。

この町分の名前の肩書きに、「樽屋」・「油屋」・「指物屋」・「松屋」・「つぼや」・「河内屋」・「かじや」・「いし橋」・「筵屋(むしろや)」といった屋号がついているものがあり、このころの町場のようすをうかがうことができます。



【展示資料】

* 家屋敷請状(古市区有文書)

* 伊勢太夫様勸化銀寄附帳(古市区有文書)